

2023年4月7日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
デジタル大臣 河野 太郎 殿

埼玉県保険医協会
理事長 山崎 利彦

歯科で7割、医科で2割に強制となる レセプトのオンライン請求「義務化」方針の撤回を求めます

3月23日、厚労省は社会保障審議会（医療保険部会）に、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ（案）」を示した。その内容は、レセプト請求の方法をオンライン請求へ一本化するということである。具体的には、光ディスク等の電子媒体による請求は2024年9月末までに原則オンライン請求へ移行させ、紙レセプトによる請求も2024年4月以降は新規適用を打ち切るとしている。厚労省は資料で「オンライン請求に移行」と説明しているが、医療機関に対する期限を区切った実質的な義務化であることは明白である。さらには、義務化のため、2023年度中に請求省令を改正するとしている。

この計画案は、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画の「社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化」という項で、「将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていく」、「2022年度末までにロードマップの作成を措置する」としていた内容を具体化したものだが、突如1年半後に期限を切ってオンライン請求を「義務化」という驚くべき方針である。これは医療機関におけるオンライン資格確認システム整備の義務化に便乗し、医療機関にさらなる負担と混乱を持ち込むものであり、強い憤りを覚える。医療DXを旗印に地域医療に徒に混乱を持ち込み、医療機関の経営を窮地に追い込むこのような政策には断固抗議するとともに、直ちに撤回することを強く要求する。

厚労省は光ディスク等で請求する医療機関について、アンケートを基に移行計画を示したというが、少なくとも、オンライン請求移行に要する期間が「1年以上」「わからない」との回答は6割にのぼる。また、オンライン請求を開始する予定について「予定はない」と約半数の47%が回答している。このような状態で、どうして1年半後に「義務化」へ乗り出せるのか、大いに疑問である。

埼玉県では、光ディスクまたは紙媒体でレセプト請求している歯科医療機関が70.2%（2023年1月31日時点）を占め、オンライン請求が義務化された場合の影響は甚大である。医科医療機関でも19.1%（同）に影響が及ぶ。そのうえ、紙レセプト請求については「経過的な取り扱いであることを法令上明確化」した上、改めて届出を求めるなどの負担を課すものとなっており、かえって閉院・廃院を後押しし、理不尽な結果も招きかねない。

厚労省は、医療機関に対してオンライン請求のメリットなどを強調しているが、そもそも、各医療機関は自院の診療スタイルなども考慮した上で、現状の請求方法を選択している。厚労省はメリットを強調するのであれば、まずは個々の医療機関に懇切丁寧に説明してオンライン請求を自発的に促す働きかけこそ行うのが筋であり、期限を区切って「義務化」を迫るやり方は、極めて威圧的かつ乱暴と言わざるをえない。

COVID-19感染拡大が続き、地域の医療機関に多大な負荷がかかり続ける中、医療経営を人質にとってオンライン請求を強制するようなことは到底容認しえない。本会は医療機関にオンライン請求を実質上義務付ける提案を即時撤回するよう求めるものである。

以上